

第 10 号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第 27 条関係）

第 4 号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第 3 条関係）

特定建築物工事完了届出書

（宛先）京都府知事	平成 30 年 3 月 15 日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪市大正区北恩加島 1 丁目 14 番 19 号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） UDトラックス株式会社 近畿支社 支社長 丸山 浩二

第 10 号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第 27 条関係）

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築
工 事 完 了 年 月 日	平成 30 年 02 月 28 日
特定建築物排出量削減計画書兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書 提出年月日	平成 29 年 05 月 10 日
特定建築物の概要	名 称 UDトラックス株式会社 京都カスタマーセンター設計施工工事
	所 在 地 京都府久世郡久御山町田井東荒見 17-1、17-2、18-1、18-2
府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量 ①第 11 条の 2 第 1 号ア該当木材等 立方メートル ②第 11 条の 2 第 1 号イ該当木材等 立方メートル ③第 11 条の 2 第 2 号該当木材等 立方メートル ④第 11 条の 2 第 3 号該当木材等 立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④) 立方メートル
	使用する用途
	府内産木材等の使用基準量 0 立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量 立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積 立方メートル
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置	概 要
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根又は床の断熱	屋根 2 重折版断熱工法
<input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽	窓屋内ブラインド
<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入	LED 照明
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用	
<input checked="" type="checkbox"/> 節水型設備の設置	節水型水栓・便器
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用	
<input type="checkbox"/> 耐用年数が長い材料及び設備の利用	
<input type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	
<input type="checkbox"/> 緑化の実施	
<input type="checkbox"/> その他	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 この届出書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 府内産木材等の使用量

(2) 使用した木材等が府内産木材等であること。

(3) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置の内容

3 「府内産木材等の使用基準量」には、第 22 条第 3 項の規定により算出した数値を記入の上、その算出の根拠となる資料を添付してください。

第4号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
再エネ設備の 導 入	①太陽光	39,500 / メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	39,500 / メガジュール
効率的利用 設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備の種類	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備の概要
	<input type="checkbox"/> 蓄電池	
	<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム	
	<input type="checkbox"/> その他	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この届出書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するために導入した設備の内容及びその設置場所

(2) 再生可能エネルギーを利用するために導入した設備（(1)の設備を除く。）の内容及びその設置場所